

壮瞥町移住体験おためし住宅Järvi（ヤルヴィ）設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、壮瞥町（以下「町」という。）への移住を希望又は検討する者が一定期間、町内での生活を体験できる機会を提供するため、壮瞥町移住体験おためし住宅Järviを整備し、町外からの移住を推進することにより人口の流入を促し、町の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 町への移住を希望又は検討する者のうち、町の移住担当窓口（以下「移住窓口」という。）を通じて移住しようとする者（転勤又は婚姻による転入者を除く。）
- (2) 壮瞥町移住体験おためし住宅Järvi 日常生活を営むための家具、電化製品等を備え、手軽に町内での生活体験ができるよう町が貸し付ける住宅

（住宅）

第3条 壮瞥町移住体験おためし住宅Järviは、下記のとおりとする。

名称	住所	建設年	構造	面積
移住体験おためし住宅Järvi	壮瞥町字滝之町242番地22	平成5年	木造	94.40㎡

（利用対象者）

第4条 移住体験おためし住宅Järviの利用を希望する者（以下「利用者」という。）は、次の各号全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 利用の申込みをする者は、満20歳以上であって、かつ、利用者の代表者であること。
- (2) 現に町外に住所を有する移住希望者であること。
- (3) 利用人数が5人以内であること。ただし、扶養する児童や両親との同居利用など特別な事情があると町長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) 町内に両親または親族がおり、里帰りや旅行による利用者でないこと。
- (5) 壮瞥町暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員、又は暴力団、暴力団員と密接な関係者でないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める要件を満たすこと。

(利用申込み)

第5条 住宅の利用を希望する者（以下「利用者」という。）は、住宅の利用について、事前に移住窓口に予約をしなければならない。

- 2 利用の予約は、住宅の利用開始日の3月前からできるものとする。
- 3 移住窓口の担当者は、予約の受付後、直ちに壮瞥町移住体験おためし住宅Järvi予約受付簿（様式第1号）にその旨を記載しなければならない。
- 4 利用者は、住宅を利用する日の14日前までに壮瞥町移住体験おためし住宅Järvi利用申込書（様式第2号。以下「申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

(利用決定)

第6条 町長は、前条第4項の規定による申込書の提出を受け、その内容を審査し、利用を承認すると認めたときは、壮瞥町移住体験おためし住宅Järvi利用決定書（様式第3号。以下「決定書」という。）を交付しなければならない。この場合において、町長は住宅の管理運営上必要と認める場合、その利用について条件を付することができる。

- 2 町長は、利用者が第4条の各号に該当しないとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の承認をしないものとする。
 - (1) 移住体験おためし住宅Järviの設置の目的に反するとき。
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) 住宅等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (5) その他住宅の管理上支障があるとき。

(契約)

第7条 決定書の交付を受けた利用者は、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する契約を壮瞥町移住体験おためし住宅Järvi賃貸借契約書（様式第4号。以下「契約書」という。）により町長と締結し、住宅を借り受けるものとする。

- 2 前項の規定により契約を締結した場合は、法第38条第2項の規定により、契約の更新がないことを壮瞥町移住体験おためし住宅Järvi賃貸借契約についての説明（様式第5号）により行うものとする。

(利用期間)

第8条 住宅の利用期間は、原則として、1週間以上1月以内とし、前条に規定する契

約書において定める。

- 2 利用期間における入居及び退去を行う時間は、原則として、壮瞥町の休日に関する条例（平成元年条例第5号）に規定する町の休日を除く、平日の午前9時から午後3時までの間とする。

（利用料）

第9条 住宅の利用料は、次のとおりとする。

料金種別	期間	金額	備考
利用料	1週間まで	21,000円	
	1週ンを越える日	1,500円	
	1日当たり		
冬期加算料	1日当たり	500円	11月1日～4月30日まで

- 2 利用者は前項の利用料を前納しなければならない。
- 3 第1項の利用料には、光熱水費（電気、ガス及び上下水道使用料）、燃料費（灯油代）及び通信費（インターネット回線使用料及びテレビ放送受信料）を含むものとする。ただし、飲食費、寝具及び日常生活に係る消耗品並びに交通費は利用者の負担とする。
- 4 既納の利用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 前項のただし書きの規定により利用料の全部又は一部を還付する場合は、次の各号によるものとする。ただし、日割り額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - (1) 天災事変、利用者又は親族の疾病、その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなった場合は、既に納付した利用料から利用した日数分の料金を差し引いた差額の100分の100。
 - (2) その他やむを得ない事由により町長が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。

（利用者の遵守事項）

第10条 利用者は、第9条第1項による利用料を納めた後に、町長から住宅の鍵を受け取り、借り受ける。この場合、利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申込書に記載した利用者以外の者が利用・居住しないこと。
- (2) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

- (3) 火気の取扱いに注意するとともに、水道の凍結防止に配慮すること。また、備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 住宅の賃貸期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (6) その他、住宅の利用に関し町長が必要と認める事項。

(制限される行為)

第11条 利用者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 就業すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) ペットを同伴すること。
- (5) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (6) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (8) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (10) その他住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

(利用決定の取消)

第12条 町長は、利用者に第10条及び前条の規定に違反する行為があった場合、又は住宅を継続し利用することが困難であると認める場合は、第6条の規定による利用決定を取り消すことができる。

(明渡し)

第13条 利用者は、利用期間が終了する日まで、又は前条の規定に基づき利用決定が取り消された場合にあつては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において利用者は、通常の利用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(立入り)

第14条 町長は、住宅の清潔の保持、防火、構造の保全、その他住宅の管理上特に必要があるときは、利用者の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第15条 利用者は、故意又は過失により住宅、設備並びに備品等を破損、汚損又は滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(事故免責)

第16条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(その他の住宅利用)

第17条 住宅の利用者がいない場合にあつて、次に掲げる事由により町長が必要と認めた場合は、無償又は一部利用料を減免して利用させることができるものとする。

- (1) 町又は町内の公共的団体が主催、後援する地域間交流や国際交流を目的とした事業での来町者が短期間居住する場合
- (2) 町又は町内の公共的団体が主催、後援する観光、イベントなどを目的とした事業での来町者が短期間居住する場合
- (3) 町が主催、後援及び連携協力して行う各種事業、調査等のために来町者が短期間居住する場合
- (4) 移住定住促進、町の宣伝広告活動に資する目的で実施される事業での来町者が短期間居住する場合
- (5) その他、町長が特に必要と認める場合

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

壮警町移住体験おためし住宅Jarvi利用申込書

年 月 日

壮警町長 様

代表者 住所

氏名

印

壮警町移住体験おためし住宅Jarviを利用したいので、壮警町移住体験おためし住宅Jarvi設置要綱第5条の規定により、次のとおり申し込みます。

なお、利用の条件等については、同要綱に従うことを承諾するとともに、利用者全員が要綱第4条に規定する要件を満たしていることを誓約します。

区 分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 2回目以上（ 回目）				
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日 泊 日				
利用者	ふりがな 氏 名	性別	続柄	生年月日	職業
			代表者		
代表者連絡先	自宅電話		携帯電話		
	Eメール				
利用目的	<input type="checkbox"/> 壮警町への移住を希望するため <input type="checkbox"/> 他の候補地も含め移住を検討するため <input type="checkbox"/> その他（ ）				
その他	※壮警町滞在中に行いたいことや、質問等があればお書きください。				

壮警町移住体験おためし住宅Jarvi利用決定書

年 月 日

様

壮警町長

印

年 月 日付けで申込みのありました壮警町移住体験おためし住宅Jarviの利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 泊 日
利用人数	人
利用料	円

※本利用決定書は、利用開始当日に必ず持参してください。

※利用料は、到着時にお支払いいただきます。

【遵守事項】

- (1) 申込書に記載した利用者以外の者が利用・居住しないこと。
- (2) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (3) 火気の取扱いに注意するとともに、水道の凍結防止に配慮すること。また、備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 住宅の賃貸期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (6) その他、住宅の利用に関し町長が必要と認める事項。

【禁止事項】

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 就業すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) ペットを同伴すること。
- (5) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (6) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (8) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (10) その他住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

【損害賠償】

利用者は、故意又は過失により住宅、設備並びに備品等を破損、汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければなりません。ただし、やむを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りではありません。

様式第4号（第7条関係）

壮瞥町移住体験おためし住宅Järvi賃貸借契約書

（契約の締結）

第1条 貸主壮瞥町（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は、第2条に掲げる契約の物件（以下「住宅」という。）について、以下の条項により借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の物件）

第2条 甲は、壮瞥町移住体験おためし住宅Järvi設置要綱（令和3年要綱第 号）に基づく移住体験おためし住宅として次に表示する建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

名称	住所	建設年	構造	面積
移住体験おためし住宅Järvi	壮瞥町字滝之町 242番地22	平成5年	木造	94.40㎡

（契約期間）

第3条 契約期間は、原則として、1週間以上1か月以内の期間において、次に掲げるとおりとする。

始期 年 月 日 から

終期 年 月 日 まで（ 日間）

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新しないものとする。

（利用料）

第4条 契約期間における住宅の賃借にかかる料金は、次のとおりとする。

利用料	円
-----	---

2 乙は、前項の料金を前納しなければならない。

3 第1項の利用料には、光熱水費（電気料、ガス代及び上下水道料）、燃料費（灯油代）及び通信費（インターネット回線使用料及びテレビ放送受信料）を含むものとする。ただし、飲食費、寝具及び日常生活にかかる消耗品（住宅に備付けの消耗品を除く。）並びに交通費は含まず、乙の負担とする。

4 第2項の規定により納めた料金は、これを還付しない。ただし、天災事変等やむを得ない事由により甲が特に認めた場合は、その都度返還割合を決定し返還することができる。

(維持管理)

第5条 乙は、借り受けた住宅を善良な良識をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、乙の責に帰すべき事由により住宅を滅失又は毀損させた場合は、甲乙協議の上、その損害の範囲又は金額を決定し、原状回復するか又はこれに要する一切の費用を弁償しなければならない。

3 乙の借用により生じた軽微な修繕については、乙がその全てを負担するものとする。

(乙の遵守事項)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 申込書に記載した利用者以外の者が利用・居住しないこと。

(2) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

(3) 火気の取扱いに注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること。また、備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。

(4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。

(5) 住宅の賃貸期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。

(6) その他、住宅の利用に関し甲が必要と認める事項

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。

(2) 就業すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) ペットを同伴すること。

(5) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。

(6) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。

(7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。

(8) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(9) 住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。

(10) その他住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が本契約に規定する事項に違反した場合及び本契約を継続することが困難であると認められるに至った場合は、本契約を解除することができる。

(明渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日まで及び前条の規定に基づき本契約が解除された場

合にあつては、直ちに町職員の立会のもと住宅を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に連絡しなければならない。

3 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第10条 甲は、住宅の防火、構造の保全その他住宅の管理上特に必要があるときは、乙の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

(事故免責)

第11条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、甲はその責任を負わないものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

甲及び乙は、本契約書2通を作成し、それぞれその1通を保有する。

年 月 日

貸主(甲) 住所
氏名 壮警町長 印

借主(乙) 住所
氏名 印

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

壮瞥町移住体験おためし住宅Jarvi賃貸借契約についての説明

貸主（甲）住所

氏名 壮瞥町長 ⑩

下記住宅について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項の規定に基づき、次のとおり説明します。

下記住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間満了により賃貸借は終了するので、期間満了の日下記住宅を明け渡してください。

記

1 住 宅	名 称	壮瞥町移住体験おためし住宅Jarvi			
	所在地	有珠郡壮瞥町字滝之町242番地22			
2 契約期間	始 期	年	月	日から	日間
	終 期	年	月	日まで	

上記住宅につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

年 月 日

借主（乙）住所

氏名 ⑩